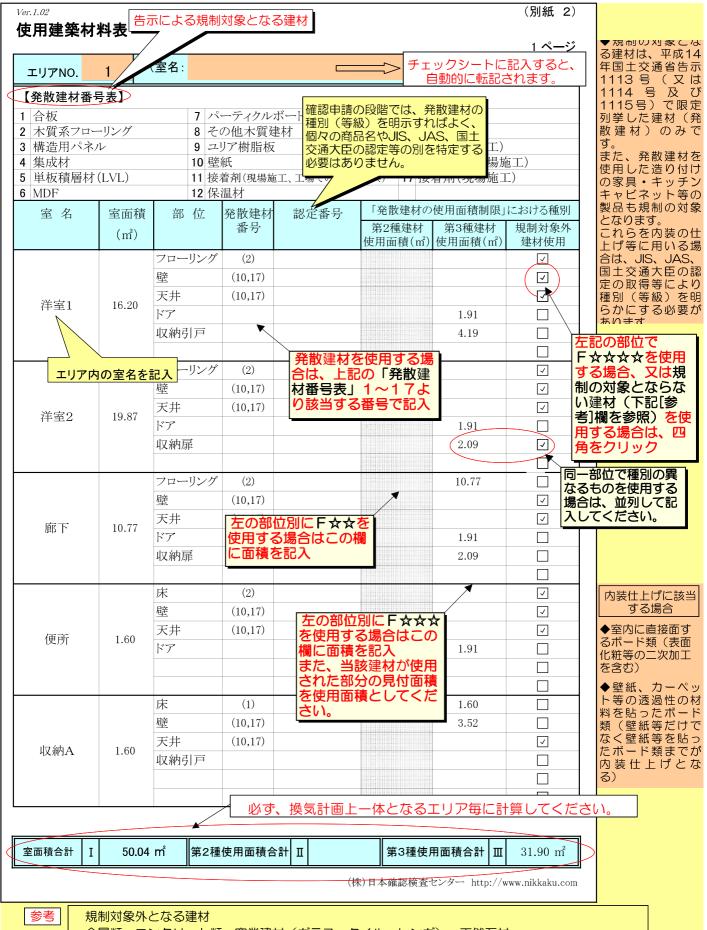
	(居室内における化学物質の
Ver.1.02 設計者の氏名	発散に対する衛生上の措置)
法28条の2によるエリア別チェックシート (工事監理報告書等に使用する場合は工事監理者の氏名を記入して下さい。)	居室を有する建築物は、その 居室内において政令で定める 化学物質の発散による衛生上
クロルピリホスを添加した建築大地及び第1種主サムアルデヒド発散建築材料(令20条の5第3号)は使用しません。尚下記記入欄 <mark>換気経路となる便</mark> 度に相違ありません。 <u>注1</u> <u>注1</u>	の支障がないよう、建築材料 及び換気設備について政令で 定める技術的基準に適合する ものとしなければならない。
エリアNO. 1 (室名: 洋室1、洋室2、廊下、便所、収納A 通常は天井裏等に該当するが、給気経路となっている場 エリア内の室及び収納スペースは、折戸、引戸、複 エリア内の室及び収納スペースは、折戸、引戸、複 テンダーカット(1cm以上)等を設けることにより、換 室と一体とみなされる。 る。 1. 第2 左の三角をクリックして居室の種類 (「住宅等の居室」又は「住宅等以 (「住宅等の居室」又は「住宅等以 を選択して下さい。 ・ 適外の居室」)を選択して下さい。 ・ 適別のの 日本では、 第3種発散建材」という)の面積制限の適用除外 では、 第4の居室」)を選択して下さい。 ・ 適別のの 日本では、 第5本日認定番号等が では、 第5本日認定番号を使いました。 第5本日認定を使いました。 第5本日記述を使いました。 第5本日記述を使いまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	・ 住宅の居室 とは、居間、食堂、台所、寝室、 応接室、 斎などであり、廊下、浴室、
□ (告示第274号の構造)又は国土交通大臣認定によるもの。	洗面所、便所等は居室ではない。
2. 換気設備の方式	ただし、機械換気設備による 換気上、居室と一体的に換気
 ・換気設備の設置免除 (□ 有 図 無) 別紙1・別紙2を記入 別紙1を記入することにより、合計2③欄から自まからに転記されます。 取前に転記されます。 取前1 を有する不製建具の真壁構造のものはあります。 取前2 の場所を有する不製建具の真壁構造のものはあります。 工リア内の換気回数に対しる記入することにより、合計欄から自動的に対して計算・判別されます。 	を行う廊下、便所、洗面所、 浴室等は居室とみなされる。 ・住宅以外の居室としては、 次のような室が該当する。 事務所:事務室、会議室、守衛室
・設置免除「無」の場合、換気種別及び換気計算 (別紙1の合計欄による①、②、③を記入の上計算)	病院:病室、診察室、、薬剤室
(②・③による有効換気量 70) ÷ (①気積の合計 118.38) = (換気回数 n: 0.59 回/h)	受付待合室、手術室
(エリア内は 正圧) 3. 機械換気設備の設置により確保した換気回数	飲食店:客席、厨房など
居室の種類 換気回 より、合計①欄から自動 第3種使用 (N3) 第2・第3種発散 0.7回/L的に転記されます。 0.20 る面積の計算根拠 0.5回/h以上 ② 2.80 0.50 0.7回/h以上 ③ 0.88 0.15 しま以外の居室 0.5回/h以上 ③ 1.40 0.25 0.3回/h以上 ③ 3.00 0.50	
4. 居室(一体のものを含む)における第2種・第3種発散建材の(上欄で計算した換気回数よ	
	結果により、
	結果により、 K」又は「NG」 示されます。
	K」又は「NG」
	K」又は「NG」
	K」又は「NG」
	K」又は「NG」 示されます。 ホームページから
	K」又は「NG」 示されます。 ホームページから てご利用ください。

◆◇シックハウス対策チェックシートの記入の仕方◇◆

◆改正建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制は、平成15年7月1日以降に着工される建築物 (6月中に建築確認を受けたものも含みます。) に適用されます。 無断転載禁止

※ 法第28条の2

(別紙 1) Ver.1.02 エリア別換気計算表及び換気種別 換気種別を選択してください。 ☑ 給気機+排気機(第1種) □ 給気機+排気口(第2種) □ 給気口+排気機(第3種) 換気図として平面図に給気、排気の位置等を記入下さい。 換気エリア図作成例参照 チェックシートに記入すると、 エリアNO. 自動的に転記されます。 平均天井高 室名 床面積/ 気 積 給気量 排気量 m^2 m³∕h m³∕h m m³ 16.2030.00 洋室1 2.40 38.88 洋室2 19.87 2.40 47.69 40.00 廊下 10.77 2.30 24.77 20.00 便所 2.20 3.52 40.00 1.60 収納A 2.20 3.52 1.60 エリア内の室名を記入 気積二 床面積×平均天井高 床面積欄と平均天井高の 欄を記入すると自動的に 計算されます。 天井裏等に対するエリア内の空気圧 ②給気量、③排気量より(正圧)・(負 圧)を判別 合 計 1 2 70.00 3 60.00 118.38 エリア内は 正圧 (株)日本確認検査センター http://www.nikkaku.com 必ず、換気計画上一体となるエリア毎に計算してください。



金属類、コンクリート類、窯業建材(ガラス、タイル、レンガ)、天然石材、 無機質系塗壁(漆喰、プラスター)、無垢の木材 ボード類(木質系セメント板、パルプセメント板、石膏ボード、ケイカル板、ロックウール吸音版、

インシュレーションボード、ハードボード、火山性ガラス質複層板) 化粧材(印刷紙、オレフィンシート、突板、塩ビシート、高圧メラミン樹脂板)

告示対象以外の塗料、告示対象以外の接着剤

Ver.1.02 (別紙3)

天井裏等のシックハウス対策

1ページ

【対策の区分】

- ① 下地材、断熱材などの面材に第1種・第2種発散材料を使用しない。(内容欄に使用材料及び認定番号を記
- ② 次世代省エネ基準と同等の気密層で区画する。(内容欄に気密材を記入)
- ③ 気密性を有する材料で通気止めを行う。
- ④ 居室の空気圧を高くする換気設備を設置する。(内容欄に換気設備の種別(1・2・3種)を記入)

天井裏等の措置

間仕切壁

天井裏等	対策の 区分	対策の内容	認定番号	参照図面	
天井裏	(1)	使用材料をF☆☆☆以上とする		仕上表	
小屋裏	(1)	使用材料をF☆☆☆以上とする		仕上』 対策(の内容が具体的にわ
床裏	(2)	透湿防水シートで区画する		かる🛭	図面があれば図面名称
外壁(内部)	(2)	透湿防水シートで区画する		XIAE	図面番号を記入

上の対策の区分①~④の中から該当する番号を記入

(3) 合板で通気止めを行う

確認申請の段階では、発散建材の種別 (等級)を明示すればよく、個々の商品 名やJIS、JAS、国土交通大臣の認定等 の別を特定する必要はありません。

断面図

居室と一体と見なされない収納等の措置

エリア NO.	室 名 部 位	対策の 区分	対策の内容	認定番号	参照図面
[1]	洋室2 収納B	(1)	使用材料をF☆☆☆以上とする		仕上表
		Ŀ	の対策の区分①~④の中か		
		5	該当する番号を記入		
		-			
		_			
		-			

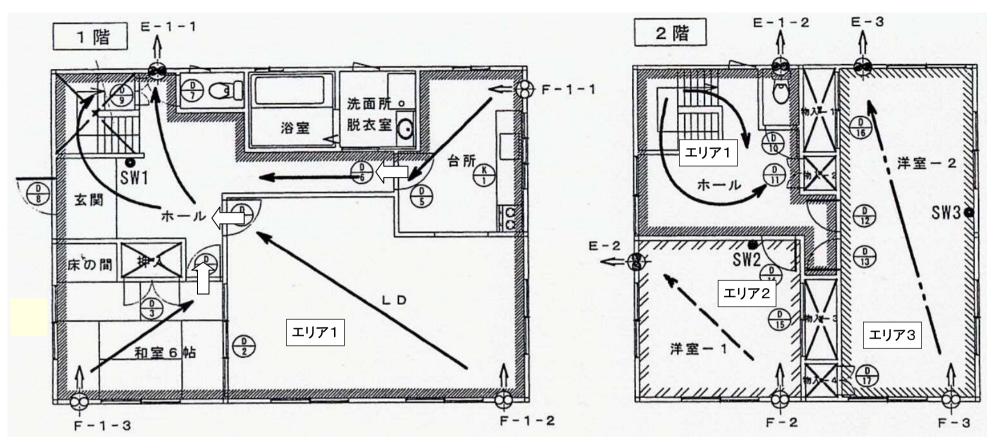
(株)日本確認検査センター http://www.nikkaku.com

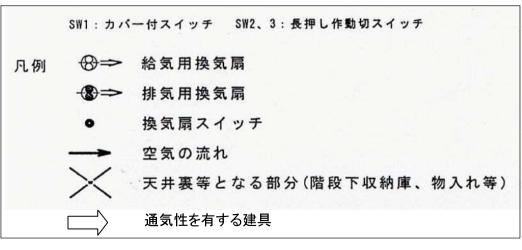
参考

省エネ基準で定められた気密材

- ・厚さO. 1mm以上の住宅用プラスチック系防湿フィルム
- ・透湿防水シート
- 合板など
- 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材
- ・乾燥木材等(重量含水率20%以下の木材、集成材、積層材など)
- 鋼製部材
- コンクリート部材

◆◇換気エリア図作成例◇◆





- ※1 図面上のハンチングは換気計画上一体となる居室を示す。
- ※2 上図は、第1種換気の例を示すが、第2・3種換気の場合は、 機械換気設備及び給・排気口について図示し、給・排気口の形状、 大きさ、仕様等を記入すること。